介護老人保健施設うらら
介護予防訪問リハビリテーション・訪問リハビリテーション重要事項説明書

＜２０２４年　６月　１日現在＞

１　事業者（法人）の概要

名称・法人種別	医療法人社団　康明会
代表者名	理事長　　髙原　哲夫
所在地・連絡先	（住所）６５１－１１１１ 神戸市北区鈴蘭台北町１丁目９番１ （電話）０７８－９５０－５１７７ （FAX）０７８－９５０－５１８８

２　事業所（ご利用施設）

施設の名称	介護老人保健施設うらら
所在地・連絡先	（住所）６５１－１６０３ 神戸市北区淡河町淡河５７４ （電話）０７８－９５０－５１７７ （FAX）０７８－９５０－５１８８
事業所番号	２８５５０８００９５
開設年月日	平成１６年１０月１日
管理者の氏名	山本　正博
利用定員	１日５名

３　施設の目的及び運営方針

事業の目的	要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある方の自宅を訪問し、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を支援するために、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法の必要なリハビリテーションを行うことを目的とする。
運営の方針	居宅介護支援事業者その他、保健医療福祉サービスを提供する者と密接に連携し、総合的なサービスの提供に努めながら利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図ることとする。

４　事業所の概要

（１）事業所の職員体制

従業者の職種	人数（人）	区分				常勤換算後の人数（人）	職務の内容
		常勤（人）		非常勤（人）			
		専従	兼務	専従	兼務		
施設長	1		1				施設の統括責任及び運営全般
医師	1		1				利用者の医療・健康管理
理学療法士	3		3			０．６	機能維持・回復訓練の指導と実施
作業療法士	3		3			０．６	同上
言語聴覚士	2		2			０．２	同上
事務員	4		4			０．１	施設内庶務事項

（２）事業所の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
施設長（医師）	常勤で兼務	週休２日制
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	正規の勤務時間帯（８：４５～１７：１５） 常勤で兼務	週休２日制
事務員	正規の勤務時間帯（８：４５～１７：１５） 常勤で勤務	週休２日制

（３）営業日

営業日	営業時間
平日	９：００～１７：００
土曜日	９：００～１７：００

営業しない日	１２月３１日～１月３日，日曜日

（４）事業の実施地域

実施地域	＜神戸市北区＞ 淡河町、八多町上小名田・下小名田・附物・深谷・柳谷・西畑・吉尾・屏風，有野町有野，有野台，有野中町，東有野台，藤原台中町・北町・南町，山田町東下・坂本・原野・中・福地，菖蒲が丘，京地，西山，杉尾台，泉台，北五葉，松が枝町，甲栄台，桂木，日の峰，松宮台，青葉台，大原，緑町，柏尾台 ＜三木市＞ 志染町，細川町，口吉川町，緑が丘町，吉川町

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

５　提供するサービスの内容及び費用

（１）提供するサービス内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
介護予防訪問リハビリテーション 訪問リハビリテーション	介護保険給付範囲内での在宅リハビリテーション

（２）費用

原則として、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示により計算した介護療養施設サービス費の１割、２割又は３割が利用者の負担額となります。

介護保険適用の場合でも、保険料金滞納等により、事業者に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用料金の全額をお支払いいただくことになります。

利用料のお支払いと引き換えに領収書を発行します。料金の詳細については、別紙「介護予防訪問・訪問リハビリテーション料金表」の通りです。

（３）キャンセル料

お客様の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。

【基本サービス費】

利用日の２日前までに連絡があった場合	無　料
利用日の前日に連絡があった場合	利用料自己負担部分の３０％
利用日の前日までに連絡がなかった場合	利用料自己負担部分の５０％

６　利用料等のお支払方法

毎月、月末締めで翌月１０日以降に別紙「介護予防訪問リハビリ・訪問リハビリテーション料金表」に記載の金額を基に算定した前月分の利用料等を利用料請求書により請求いたしますので、２０日までに事務所にてお支払いください。

銀行振込みを希望される方は、その際の振込み手数料は利用者様負担になりますのでご了承ください。

自動引き落としを希望される方は、「預金口座振替依頼書」に必要事項を記入して事務所に提出してください。手続き完了後、２７日の引き落としとなります。

７　事故発生時の対応方法について

利用者に対する訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る介護予防支援事業者、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。なお、当事業所は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	全老健共済会
保　険　名	介護老人保健施設総合保障制度
保障の概要	賠償事故補償

８　身分証携行義務

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を行う者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

９　心身の状況の把握

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供に当たっては、介護予防支援事業者または居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

１０　介護予防支援事業者、居宅介護支援事業者等との連携

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービスの提供に当たり、介護予防支援事業者、居宅介護支援事業者、保健医療サービス、福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

１１　サービス内容に関する苦情等相談窓口

当施設お客様相談窓口	事務所の支援相談員が承ります。 （窓口）１階受付カウンター （電話）０７８－９５０－５１７７ （受付）９：００～１７：００ その他、１階に意見箱を設置しています。
兵庫県国民健康保険団体連合会	（電話）０７８－３３２－５６１７ （受付）平日　８：４５～１７：１５
神戸市消費生活センター	（電話）０７８－３７１－１２２１ （受付）平日　９：００～１７：００
神戸市監査指導部 法人・施設指導担当	（電話）０７８－３２２－６３２６ （受付）平日　８：４５～１２：００ １３：００～１７：３０
養介護施設従事者等による 高齢者虐待通報専用電話 （神戸市監査指導部内）	（電話）０７８－３２２－６７７４ （受付）平日　８：４５～１２：００ １３：００～１７：３０

１２　サービス利用にあたっての留意事項

○　サービス利用の際には、介護保険被保険者証と介護予防支援事業者または居宅介護支援事業者が交付するサービス利用票を提示してください。
○　担当セラピストは施設事情により交代する場合があります。
○　サービス提供事業所内で感染症を発症した場合、訪問をお断りする場合があります。
○　利用者・同居者が発熱等の体調不良時は訪問をお断りする場合があります。
○　荒天時、または積雪・凍結等により訪問を中止させていただく場合があります。